

令和6年度 保育園・認定こども園・小規模保育園

ご利用案内

もくじ

1. はじめに確認していただきたいこと P. 2
2. 保育園・認定こども園・幼稚園の違い P. 3
3. 教育・保育給付認定について P. 4
4. 新規入所申込みにおける保育が必要な事由 P. 7
5. 入所申込みの手続きについて P. 8
6. 申込みに必要な書類について P. 9
7. 利用者負担額等について P. 11
8. 入所後の手続きについて（このようなときは必ず申請してください） P. 16
9. 福知山市に住所がある方が、市外の教育・保育施設への入所を希望する場合 . . . P. 17
10. Q&A（よくあるお問い合わせ） P. 18
11. マイナポータル（オンライン申請）について P. 20

令和6年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和5年（2023年）4月2日～
1歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
2歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
3歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
4歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
5歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日

【 お問合せ先 】

福知山市子ども政策室 保育園・幼稚園入園係
電話：0773 - 24 - 7083
E-mail：kosodate@city.fukuchiyama.lg.jp

電話受付時間

平日 8:30から17:15まで
ただし、水曜日は19:00まで

1 はじめに確認していただきたいこと

1.1 保育園等の見学

原則として、申請の前に、利用を希望する保育園等を見学し、利用が決まった場合に通えるか、条件や送り迎えが可能か等を確認してください。見学については、事前に保育園等へ直接お問い合わせください。

1.2 保育料（利用者負担額）以外の費用、給食等の保護者負担

給食や教材、遠足などの費用として、保育料（利用者負担額）以外の実費負担が発生する場合があります。詳細は、入所を希望する園へご確認ください。

1.3 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は、入所日（利用開始日）以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育園等によって異なります。事前に保育園等へご確認ください。

なお、入所日（利用開始日）より前に慣らし保育を行うことはできません。慣らし保育期間中は、通常よりお迎えの時間が早くなりますので、ご家庭やお勤め先等と調整の上、利用開始日をご検討ください。

1.4 特別な支援を必要とするお子さんについて

お子さんに障害や重い食物アレルギーがある場合や、お子さんの心身の状態、発達について特別な支援や配慮が必要な場合、また、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、その内容を「補助票」に記入してください。

なお、療育施設に通所されている場合やご家族の介護・看護をされている場合については、事前にご相談ください。

- ・この「ご利用案内」には保育園等の利用申込み手続きや必要書類等が書かれていません。最後までご一読いただき申込み手続きを行ってください。また、申込み後も大切に保管してください。
- ・子ども政策室には保育・教育コンシェルジュがいます。保育園等の入所につきまして保護者の方からの相談対応をさせていただいております。希望される方はご連絡ください。

2 保育園・認定こども園・幼稚園の違い

保育園	保護者のいずれもが就労や介護、病気などの理由により「保育が必要な事由」に該当し、子どもを保育できない状況にあるとき、保護者に代わって保育を行う施設(小規模保育園含む)。
幼稚園	幼児を教育し、適切な環境の中で、その心身の発達を助長する施設。就労等の「保育が必要な事由」の有無に関わらず利用できる。
認定こども園	幼稚園と保育園の両方の機能をあわせ持っており、教育及び保育を一体的に行う施設。

保育園・幼稚園・認定こども園 比較表

	保育園	幼稚園	認定こども園
所管	こども家庭庁	文部科学省	こども家庭庁
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
利用可能な児童の年齢	0歳～5歳 ※1	3歳～5歳	0歳～5歳
入所要件	あり	なし	幼稚園部分：なし 保育園部分：あり
保育時間	11時間(標準時間) 8時間(短時間)	4時間程度	幼稚園部分：4時間程度 保育園部分：11時間(標準時間) 8時間(短時間)
利用できる日	月～土曜日	月～金曜日	幼稚園部分：月～金曜日 保育園部分：月～土曜日
休日	日曜日・祝日・年末年始	土日祝日、 春夏冬の長期休暇	幼稚園部分：土日祝日、 春夏冬の長期休暇 保育園部分：日曜日・祝日・年末年始
保育料	保護者の課税状況や世帯状況により市が決定 ※3～5歳は無償化により0円	無償化により0円	保護者の課税状況や世帯状況により市が決定 ※3～5歳は無償化により0円
給食	あり	各園により異なる	あり
申込先	子ども政策室 各支所	各園 ※2	幼稚園部分：各園 ※2 保育園部分：子ども政策室 各支所

※1 0歳から2歳児までの子どもを預かる小規模保育園もあります。

※2 幼稚園及び認定こども園(1号認定)については、各園に直接お申込みください。

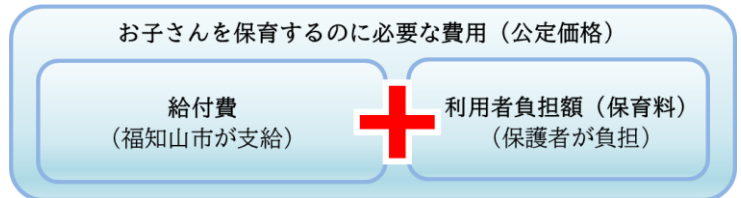
子ども政策室では受付を行いませんのでご注意ください。

3 教育・保育給付認定について

3.1 教育・保育給付認定とは（1号・2号・3号認定）

保育園や認定こども園、幼稚園の利用にあたっては、市役所で「子どものための教育・保育給付」の認定（以下、「教育・保育給付認定」といいます）を受ける必要があります。

保育園等を利用する際に必要な費用（公定価格）のうち、保護者が負担する利用者負担額（保育料）を除いた額について、福知山市が給付費を保護者に支給します。（実際には、法定代理受領により、福知山市より保育園等に給付費の支払いを行うこととなります。）給付費の支給を受けるためには、保護者が福知山市から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。



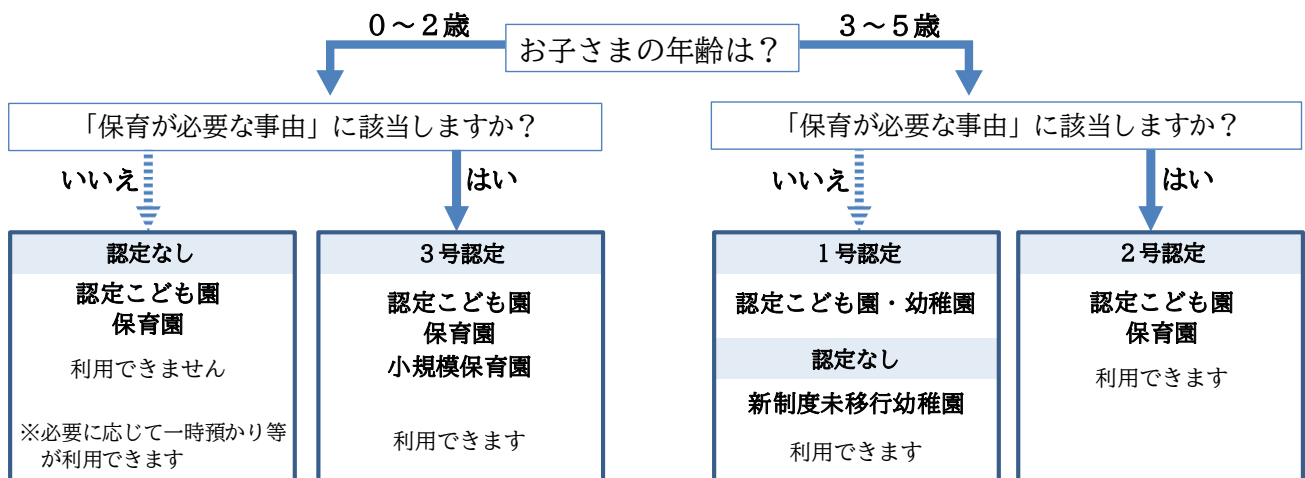
3.1.1 教育・保育給付認定の区分について

教育・保育給付認定には、1号認定・2号認定・3号認定があり、この3つの認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

◆教育・保育給付認定の区分

認定区分		子どもの年齢	利用できる施設	認定要件
1号認定	教育認定	3歳以上	認定こども園 新制度移行幼稚園	教育を希望する
2号認定	保育認定		保育園 認定こども園	5歳の「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する
3号認定		3歳未満	保育園 認定こども園 小規模保育園	

◆教育・保育給付認定区分フローチャート



※お子さまの年齢は、4月1日時点の年齢でお考えください。

※教育・保育給付認定の有無に関係なく利用できる認可外保育施設もあります。

※現在、福知山市における「新制度移行幼稚園」は市立幼稚園であり、「新制度未移行園」は私立幼稚園です。

3.2 教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定には有効期間があります。

1号認定	小学校就学前まで
2号・3号認定	「保育が必要な事由」の期間

※有効期間を過ぎると認定が失効しますので、保育園等を利用している場合は退所していただくことになります。

※教育・保育給付認定は認定要件または認定区分が変わる度に変更申請が必要です。

◆保育が必要な事由とそれぞれの有効期間

保育が必要な事由	有効期間（保育園等の利用可能期間）	
	教育・保育給付2号認定	教育・保育給付3号認定
就労、疾病・障害、 介護・看護、災害復旧	最長、子どもの小学校就学前まで	3歳の誕生日の前々日まで ※有効期間満了日が近づきましたら 市が2号認定に切り替えますので、 変更申請は不要です。
妊娠・出産	出産予定日の8週間～出産後8週間を経過する日の翌日が属する月末 多胎妊娠の場合は、出産または出産予定日の前14週間、後8週間となります。	
求職活動	有効期間の開始日から起算して90日を経過する日の月末まで	
就学	保護者の学校卒業予定日または修了予定日の月末まで (最長、子どもの小学校就学前まで)	
虐待やDVのおそれがあること	市長が認める期間 (最長、子どもの小学校就学前まで)	
育児休業	育児休業が終了する予定日まで (最長、子どもの小学校就学前まで)	
その他	市長が認める期間 (最長、子どもの小学校就学前まで)	

※事由変更の手続きを行わず有効期間が終了した後（認定失効後）に保育園等の利用を希望する場合は、再度の申請が必要となることがあります。申請後、入所調整を経てからの再入所となりますので、これまでの保育園等を継続して利用できない場合があります。

3.3 保育必要量（保育園等を利用できる時間）

教育・保育給付2号・3号の認定を行う場合、同時に保育必要量（保育園等を利用できる時間）についても決定します。保育必要量は、保育が必要な事由や就労時間等により決定します。

保育必要量	保育標準時間	保育短時間
利用時間（最大）	11時間／日	8時間／日

※認定を受けた時間帯の中であっても、保育園等を利用できる時間は保育を必要とする時間のみとなります。仕事が早く終わられた日やお休みの日などは早めのお迎えをお願いします。

◆保育必要量の認定例

保育が必要な事由	就労	妊娠・出産	疾病・障害	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学	育児休業
保育標準時間 (11時間／日)	○	○	○	○	○	—	○	—
保育短時間 (8時間／日)	○	○	○	○	○	○	○	○

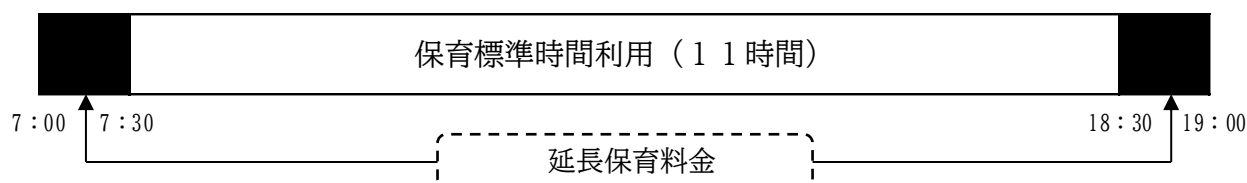
※保護者のいずれかの保育必要量が短時間に該当する場合は、保育標準時間認定ができません。

3.4 延長保育

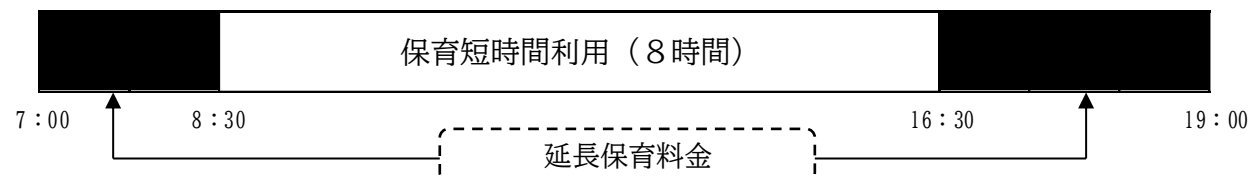
延長保育を実施している保育園等で、保育標準時間及び短時間の時間帯を超えて施設を利用すると、利用者負担額（＝保育料 15 ㉞参照）とは別に延長保育料金がかかります。

◆利用可能な時間帯と延長保育料金（イメージ）※時間帯は園によって異なります

☆保育標準時間認定の場合（教育・保育給付2号・3号認定）



☆保育短時間認定の場合（教育・保育給付2号・3号認定）



※開所時間は、園により異なります。（保育園一覧表、認定こども園一覧表参照）

※延長保育料金や利用可能な時間についても、園により異なります。

※12月29日から1月3日まで、日曜日、祝日は休園日となります。

※気象警報発令時は、重大な災害が起こる恐れがありますので、急な休園や児童のお迎えをお願いします。

※お盆と年度始め期間など利用児童数が大きく変動する時期に各保育園・こども園等が独自に開所時間などを変更して保育を行う自由登園期間があります。実施内容は、園により異なります。

4 新規入所申込みにおける保育が必要な事由

保育園等の利用を希望される場合は、教育・保育給付2号・3号認定（＝保育の必要性の認定、保育認定）を受けていただく必要があります。

教育・保育給付2号・3号認定を受けられるのは、入所する子どもと同居する20歳から64歳までの方全員が「保育が必要な事由」のいずれかに該当する場合であって、家庭で子どもを保育することが困難な場合です。

保育が必要な事由	給付認定の有効期間
1か月48時間以上働くことが常であるとき	最長、就学前まで
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで
保護者等の病気・けがや障害のため、子どもの保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害のある家族を常時介護・看護しているとき	最長、就学前まで
自宅等の震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職活動中）	有効期間の開始日から起算して90日を経過する日の月末まで
大学や職業訓練校などに通学しているとき	保護者の学校卒業予定日または修了予定日の月末まで
虐待や配偶者等からDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業を終了し、仕事に復帰するとき※1	最長、就学前まで
その他、保育が必要な状態にあると市長が認める場合	最長、就学前まで

※1 育児休業中に入所申請（転園申請含む）される方へ

育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則、新規の（転園も含む）入所申込みができません。そのため、育児休業中に保育園等の入所申込みを行う場合は、育児休業から復帰することを前提とした申請となります（保育を必要とする事由は「就労」となります）。

〔保育が必要な事由が複数ある方へ〕

例えば、就労に加えて病気や障害のある家族の支援など、複数の事由がある方は、その旨を申し出いただき、それぞれを証明する書類（9ページからご参照ください）をご提出ください。保育の必要量等を判断する資料とさせていただきます。なお、教育・保育給付認定申請書には、主たる事由一つを記載してください。

4.1 保育の必要性の判断について

上記の保育が必要な事由に加えて、ひとり親家庭や、子どもに障害がある場合、きょうだいと同時在園になる子ども、双子や三つ子の子ども、園がある地域の子どもや保護者が保育士・幼稚園教諭として働く場合などの世帯の状況についても考慮して、保育の必要性を判断します。

5 入所申込みの手続きについて

申請書類の提出

申込締切日までに、教育・保育給付認定と保育園等利用の申請を行います。
必要書類などは以下のページを確認してください。
(p4) 3 教育・保育給付認定について
(p9) 6 申込みに必要な書類について

- ☑利用申請の必要がなくなった場合は、必ず利用申請の取下げを行ってください。
- ☑申請中に、家庭状況や就労状況、希望する保育園等の変更があった場合は、必ず子ども政策室に必要な書類を提出してください。

「教育・保育給付認定通知書」の交付

子ども政策室から「教育・保育給付認定通知書」が交付されます。
(「保育所等入所内定通知書」または「保育利用保留通知書」送付時に同封します。)

利用調整

保育の必要性の高い方から、希望順位ごとに福知山市が利用調整を行います。

希望する保育園等の利用が決まった場合【内定】 ※一斉入所申込時のみ

- ☑ご希望の保育園等の利用が内定した場合、子ども政策室から「保育所等入所内定通知書」が交付されます。
- ※内定であり、決定ではありません。園の状況の変化などにより、内定が取消しとなる場合もあります。

希望する保育園等の利用が決まらなかった場合【保留】

- ☑利用調整の結果、ご希望の保育園等の利用が決まらなかった場合には、子ども政策室から「保育利用保留通知書」が交付されます。
- ☑保留となった場合は、ご希望の保育園等のキャンセル待ちとなり、翌月以降も利用調整の対象となります(令和7年3月まで)。
- ※キャンセル待ちについては、利用が決まった場合のみ子ども政策室から連絡をさせていただきます。年度を通してご案内ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※また、令和7年4月以降も保育園等の利用を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

入所決定

ご希望の保育園等の利用が決定された方に子ども政策室から「保育利用承諾通知書」が交付されます。

「利用者負担額決定通知書」(0～2歳児) 「副食費免除通知書」(3～5歳児、該当者のみ)の交付

子ども政策室から「利用者負担額決定通知書」または「副食費免除通知書」が交付されます。
(一斉入所申込みの場合の交付時期は令和6年4月上旬となります。)
※なお、令和6年9月以降の入所が決定された方については、概算での算定結果(参考)となります。
9月に再算定を行い、再度本決定の通知を行いますので、ご了承ください。

保育園等利用開始

6 申込みに必要な書類について

6.1 必要な書類

次の書類を子ども政策室（ハピネスふくちやま 1 階）または各支所へ提出してください。

これらの書類は、教育・保育給付認定の判断および利用調整、利用者負担額（保育料）の算定及び副食費の免除判定を行うための重要な資料です。書類の不足や内容の不備がないか、提出前によく確認してください。

書類の様式は、福知山市ホームページからもダウンロードできます。

〈申込み書類一式〉

- 教育・保育給付認定（変更）申請書・現況届 ※申請書の申請・届出者以外の方が窓口へ提出される場合は、委任状が必要です。
- 保育所等入所申込書
- 保育所入所申込補助票
- 保育が必要な事由を証明する書類（詳しくは 10 頁から 11 頁参照）
- 届出人の本人確認書類（運転免許証など）
- 入所申込みをされる児童及び保護者のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカードなど）

申請書・申込書・補助票について、

- 署名でなく、記名（印刷・コピー・スタンプ）であっても、押印は求めません。
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線を引いた上で、近くの余白へ書き直してください。訂正印は不要です。
ただし、訂正箇所の塗りつぶしや白塗りなどはしないでください（無効な書類となります）。
- 修正液・修正テープによる修正はしないでください（無効な書類となります）。
- 鉛筆や消えるペンで記入された書類も、無効となります。

添付書類は、入所する子どもと同居する 20 歳から 64 歳までの方全員分の各々の事由による必要な書類を添付してください。

◆認定申請・入所申込みに必要な添付書類

提出書類 保育が 必要な事由	就労 証明書	疾病等の 証明書	求職活動 申出書	母子手帳 の写し	り災証明書 の写し	備考 その他の必要書類
会社等に勤務	○					
内職	○					内職は発注元の証明が必要
農業	○					
自営業	○					自営業をしていることについての証明書類の添付
妊娠・出産				○		
疾病・障害		○				身体障害者手帳等の写しでも可
介護・看護		○ 要介護者				要介護者の身体障害者手帳等の写しでも可
災害復旧					○	
求職活動			○			ハローワークカード等の写し
就学						在学証明書、カリキュラム等

※未出生の子どもの入所申込みは、就労復帰の場合に限り可能です。

未出生の子ども (就労復帰のみ)	○			○		
---------------------	---	--	--	---	--	--

就労復帰の場合に添付いただく「就労証明書」には、就労復帰日の記載が必要です。

※未出生の子どもの入所申込みは、次年度入所一斉申込み期間のみ可能です。
年度途中の随時申込みの際は、出生後でなければ入所申込みできません。

6.2 保育が必要な事由を証明する書類

保育が必要な事由によって、添付書類が異なります。

2人以上の児童を同時に申込む場合の添付書類は1人目に原本、2人目以降はコピーを添付してください。

証明内容に虚偽、不正があった場合は、認定および入所承諾は取り消しとなります。

1か月に48時間以上就労している場合

必要な書類…就労証明書

- ・会社等にお勤めの場合 : 勤務先の証明
- ・内職の場合 : 発注元の証明
- ・自営業の場合 : 自営業をしていることについての証明書類（確定申告書、営業許可証、開業届等）の写しを添付してください。

※ 就労証明書については、押印は不要です。

必ず勤務先の事業者が作成した証明書を提出してください。（就労証明書を勤務先に無断で作成・改変を行った場合、刑法上の罪に問われる場合がありますのでご注意ください。）

妊娠中であるか、または出産後間がない場合（産前・産後期間）

必要な書類…母子手帳の写し

表紙と出産予定日または出生証明日が記入してあるページの写しを提出してください。

疾病や負傷、または精神、身体に障害を有している場合

必要な書類…診断書など疾病等を証明するもの

または精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の写し

※疾病の場合、診断書などの治療見込み期間が保育所等の利用可能期間となります。

同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している場合

必要な書類…要介護者の診断書など疾病等を証明するもの及び介護・看護等状況申告書

または精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等の写し
もしくは要介護認定・要支援認定等結果通知書等の写し

震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合

必要な書類…り災証明書の写し

.....
求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合

必要な書類…求職活動申出書およびハローワークカードの写し

ただし起業準備中の方は、その事実を証明するもの（店舗の賃貸契約、営業許可申請書の写し等）

.....
就学している場合

必要な書類…在学証明書およびカリキュラム等

.....
療育施設等に通所している場合など

必要な書類…療育施設等に通所していることがわかるもの（通所している日数や時間、お子様の状況などがわかるもの）及び活動状況申告書など

その他資料の添付をお願いする場合があります。事前にご相談ください。

7 利用者負担額等について

7.1 利用者負担額（保育料）について

4月1日時点で3歳以上（3～5歳児クラス）の子どもの利用者負担額（保育料）は幼児教育・保育の無償化により0円です。

4月1日時点で3歳未満（0～2歳児クラス）の子どもの利用者負担額（保育料）は、原則入所児童の保護者※1の市民税所得割額※2の合計により決定します。また、0～2歳児クラスの子どものうち、市民税非課税世帯の子どもの保育料は無償となります。（利用者負担額については、15ページの表を参照ください。）

利用者負担額の切り替え時期は毎年9月です。このため、9月以降の利用者負担額（保育料）が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

8月分までと9月分以降で、算定の基礎となる税額の年度が替わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税所得割額から算定						当年度の市民税所得割額から算定					

※1 保護者は原則同一世帯の父母としますが、児童（保護者含む）が保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者（祖父、祖母等））に扶養されていると認められるときは、その扶養義務者を含む場合があります。

※2 税額については、住宅取得控除、配当控除、寄附金控除等の税額控除適用前の額です。

7.1.1 利用者負担額（保育料）における軽減制度

① 国の多子軽減制度

就学前のきょうだいの中で第1子＝全額、第2子＝半額、第3子＝無償となります。

※ただし、市民税所得割世帯合算額 57,700 円未満の世帯については、上記のきょうだい判定が「就学前のきょうだい」から「年齢にかかわらず扶養している子ども全員」が対象となります。

※きょうだいが別世帯にいる場合など、福知山市で同一世帯と確認できないことがありますので、その場合はお申し出ください。

② 京都府第3子以降無償化制度

世帯の市民税所得割額が 169,000 円未満の場合、世帯の 18 歳未満のきょうだいの中で第3子以降の児童について、利用者負担額（保育料）が無償となります。

※ただし、きょうだいが別世帯にいる場合など、福知山市で同一世帯と確認できないことがありますので、その場合はお申し出ください。

7.1.2 徴収・支払方法について

徴収方法は入所される施設によって異なります。

福知山市内の公私立保育園、公立認定こども園

福知山市から毎月請求を行います。

・支払方法は納付書と口座振替があります。

納付書・・・手続き不要。

口座振替・・・登録手続きをとられた方のみ利用可能。

登録可能な金融機関

ゆうちょ銀行、京都銀行、京都北都信用金庫、京都丹の国農業協同組合、福知山市内の中兵庫信用金庫、福知山市内の京都農業協同組合、近畿労働金庫福知山支店、関西みらい銀行、但馬銀行福知山支店、但馬信用金庫福知山支店

登録方法

①福知山市子ども政策室または各支所窓口でお手続き（但馬銀行及び但馬信用金庫除く）

引き落としを希望される口座のキャッシュカードと暗証番号が必要です。

※ファミリーカードではお手続きが出来ません。

②上記金融機関窓口で直接お手続き（関西みらい銀行除く）※通帳と届出印が必要です

金融機関に備え付けの口座振替依頼書にご記入のうえ、依頼書を窓口へ提出してください。

私立認定こども園、小規模保育園

各施設から毎月請求を行います。支払方法などは各施設にお問い合わせください。

7.2 給食副食費について

保育園等を利用する3～5歳児クラスの子どもは、幼児教育・保育の無償化により保育料が0円となりますが、給食副食費（おかず、おやつ代）については、無償化の対象とならないため、納付していただく必要があります。

なお、保育園等を利用する0～2歳児クラスの子どもについては、利用者負担額（保育料）に給食副食費が含まれていますので、別途納付いただく必要はありません。

7.2.1 徴収・支払方法について

徴収方法は入所される施設によって異なります。

福知山市立保育園及び認定こども園

福知山市から毎月請求を行います。

- ・支払方法は納付書と口座振替があります。

納付書・・・手続き不要。

口座振替・・・登録手続きをとられた方のみ利用可能。

登録可能な金融機関

ゆうちょ銀行、京都銀行、京都北都信用金庫、京都丹の国農業協同組合、福知山市内の中兵庫信用金庫、福知山市内の京都農業協同組合、近畿労働金庫福知山支店、関西みらい銀行、但馬銀行福知山支店、但馬信用金庫福知山支店

登録方法

上記金融機関窓口で直接お手続き（関西みらい銀行除く）※通帳と届出印が必要です
金融機関に備え付けの口座振替依頼書にご記入のうえ、依頼書を窓口へ提出してください。

私立保育園、認定こども園及び小規模保育園

各施設から毎月請求を行います。支払方法などは各施設にお問い合わせください。

7.2.2 給食副食費の徴収免除

市民税所得割世帯合算額 57,700 円未満の世帯の子ども、就学前のきょうだいの中で第3子以降の子ども、市民税所得割世帯合算額 169,000 円未満の世帯であって18歳未満の中で第3子以降の子どもについては、給食副食費の徴収が免除となります。

※対象となる方については、福知山市より別途通知を行いますので、ご確認ください。

7.3 その他軽減制度（利用者負担額（保育料）、給食副食費共通）

世帯の市民税所得割額が 77,101 円未満の場合、以下に該当される方は申請により利用者負担額（保育料）の軽減又は給食副食費の免除措置を受けることができます。

上記の市民税所得割額未満の世帯へは、利用者負担額決定通知の送付時に申請書を同封します。詳細については、子ども政策室 保育園・幼稚園入園係までお問い合わせください。

※軽減制度の適用を受けるためには、毎年申請が必要となります。

- ・ 母子・父子家庭の世帯
- ・ 障害児（者）がいる世帯
- ・ 障害基礎年金の受給者がいる世帯



市民税所得割世帯合算額 77,101 円未満の場合、

- ・ 利用者負担額（保育料）、給食副食費ともにきょうだい判定が「就学前のきょうだい」から「年齢にかかわらず扶養している子ども全員」となります。
- ・ 利用者負担額(保育料)のみ第1子=4,500円、第2子以降=無償となります。

— MEMO —

7.4 福知山市 利用者負担額（保育料）一覧

各月初日において保育を受ける子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） ＜2歳児クラス以下＞		利用者負担額（月額） ＜3歳児クラス以上＞	
階層 区分	定義	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間 保育標準時間 保育短時間	
A	生活保護世帯等	0円	0円	※ただし、給食副食費（主食費及び副食費）、教材費、行事費、通園バス代などはご負担いただきます。 幼児教育・保育の無償化により0円	
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円		
C1	市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯	9,800円	9,700円		
C2	市町村民 税課税世 帯であっ て、その所 得割の額 が次の区 分に該当 する世帯	16,200円未満	10,700円		10,600円
C3		16,200円以上 32,400円未満	11,700円		11,600円
C4		32,400円以上 48,600円未満	12,700円		12,500円
C5		48,600円以上 53,900円未満	15,000円		14,800円
C6		53,900円以上 59,200円未満	16,500円		16,300円
C7		59,200円以上 64,500円未満	18,000円		17,700円
C8		64,500円以上 69,800円未満	21,000円		20,700円
C9		69,800円以上 75,100円未満	22,500円		22,200円
C10		75,100円以上 80,400円未満	24,000円		23,600円
C11		80,400円以上 85,700円未満	25,500円		25,100円
C12		85,700円以上 91,000円未満	27,000円		26,600円
C13		91,000円以上 97,000円未満	28,500円		28,100円
C14		97,000円以上 111,400円未満	31,200円		30,700円
C15		111,400円以上 125,800円未満	33,400円		32,900円
C16		125,800円以上 140,200円未満	35,600円		35,000円
C17		140,200円以上 154,600円未満	37,800円		37,200円
C18		154,600円以上 169,000円未満	40,100円		39,500円
C19		169,000円以上 235,000円未満	42,700円		42,000円
C20		235,000円以上 301,000円未満	48,800円		48,000円
C21		301,000円以上 349,000円未満	56,000円		55,100円
C22		349,000円以上 397,000円未満	64,000円	63,000円	
C23		397,000円以上	72,800円	71,600円	

注1 税額については、住宅取得控除、配当控除、寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除適用前の額です。

注2 児童の年齢については、当該年度の4月1日の満年齢で判定します。

注3 世帯の階層区分は、入所児童の保護者（父・母）の課税額により決定しますが、児童（保護者含む）が保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者（祖父・祖母等））に扶養されていると認められるときは、その扶養義務者を含めた課税額で決定することとなります。

8 入所後の手続きについて

8.1 このようなときは必ず申請してください

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を提出し、教育・保育給付認定保護者が申請・届出を行ってください。

- ・提出先：子ども政策室または各支所窓口
- ・申請締切：教育・保育給付認定等の変更を必要とする開始日の前日まで

※書類に不備があった場合は受付ができないため、お早めにお手続きください。

主な変更の内容	提出書類	
	認定変更申請書	その他必要な書類
福知山市外に転居する ※転居後も福知山市内の保育所等の利用を希望される場合は、転居先の自治体にご相談ください。	—	保育所退所兼辞退届（教育・保育給付認定取下届）
福知山市内で転居した、児童の氏名が変わった	—	教育・保育給付認定変更届出書
世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）	○	増員の場合は、増員の方の保育を必要とする事由の証明書 等
仕事をやめた（求職中になった）	○	求職活動申出書
就労状況が変わった（勤務時間や勤務先、仕事を始めた、仕事が変わった、雇用期間を更新した など）	○	就労証明書
保育標準時間、保育短時間を変更したい	○	就労証明書 等
産前産後休業を取得する（妊娠・出産要件での認定期間）	○	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	就労証明書 等 （復帰日の記載があるもの）
育児休業を取得した場合に、すでに保育園等を利用しているお子さんの利用を継続したい	○	育児休業証明書 又は 就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）
入所希望・保留希望を取り下げたい	—	保育所退所兼辞退届（教育・保育給付認定取下届）
保育園等の利用をやめる（退園したい）	—	保育所退所兼辞退届（教育・保育給付認定取下届）
給付認定の必要がなくなった、利用申請の必要がなくなった（申請をやめたい）	—	保育所退所兼辞退届（教育・保育給付認定取下届）
転園したい	—	新規に申請される方と同様です。
その他家庭の状況に変化があった	○	変更内容が分かる資料

9 福知山市に住所がある方が、市外の教育・保育施設への入所を希望する場合

○市外の幼稚園・認定こども園（1号認定）の利用を希望する場合

- ・直接希望施設へお申込みください。
- ・内定後、教育・保育給付認定の申請が必要です。
- ・1号認定申請後、福知山市から教育・保育給付認定通知を送付します。

※ただし、保育料や預かり保育利用料の無償化に係る還付請求などは別途手続きが必要となります。

○市外の保育園・認定こども園（2・3号認定）の利用を希望する場合

- ・保護者があらかじめ希望施設がある市町村へ、申込み受付の可否や受付締切日、申込みに必要な書類等の確認を行ってください。
- ・市外の保育園等に申込みをされる場合、福知山市内の保育園等を申込みすることはできません。

※申込み手続きをいただいた場合でも、希望施設のある市町村の住民の方優先の入所調整となりますことをご承知おきください。

	1号認定	2・3号認定
申込受付期間	各施設により異なります。 希望施設にご確認ください。	各市町村により異なります。 各市町村の締切日の1週間前までに福知山市へお申込みください。
受付場所	希望施設へ直接お申込みください。 ※利用申込みに必要な書類は各施設にお尋ねください。	子ども政策室へご提出ください。（ハピネスふくちやま1階） 市役所各支所窓口でも受付可能です。 ※利用申込みに必要な書類は福知山市の様式を使用してください。
利用までの流れ	①希望施設へ申込み ②入所が内定されたら、「内定通知」の写しを持参のうえ、福知山市子ども政策室にて教育・保育給付認定の申請を行ってください。 ※市立幼稚園へ内定された方は直接園へ申請してください。 ③福知山市から教育・保育給付認定通知を保護者の方へ送付します。	①上記受付場所での申込み ②審査を実施し、「保育を必要とする事由」に該当しないなど、認定を受けられない場合は個別に通知します。 ③入所に係る利用調整は希望施設のある市町村が行います。 調整の結果は、福知山市から保護者の方へ通知します。 ④福知山市から教育・保育給付認定通知を保護者の方へ送付します。

10 Q&A（よくあるお問い合わせ）

Q1. 私立と公立ではどんな違いがありますか？

福知山市より請求する各月の保育料は同じ基準となりますが、その他の必要な費用（雑費・延長保育料金など）は、園によって異なります。また、立地環境としては、私立保育園は比較的まちの中心部に集まっているのに対し、公立保育園・認定こども園は周辺部に位置しているという特徴があります。

Q2. 今は無職でこれから仕事を探したいのですが、保育園等の申込みはできますか？

保育園等の申込みは可能です。ただし、入所されてから90日に当たる月の末日までに就労していただくことが条件となります。そのため、期日を過ぎても就労されない場合は、保育園等の利用ができなくなることがあります。就労となった場合は、「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書」を子ども政策室まで提出してください。

Q3. 祖父や祖母と同居していますが、保育園等の申込みはできますか？

児童と同居する20歳から64歳までの方全員が、保育が必要な事由(7頁参照)のいずれかに該当し保育の必要性の認定を受けた場合は申込みできます。

Q4. 育児休業からの復帰にあわせて保育園等への入所を考えているのですが、その場合、入所はいつから可能ですか？

育児休業からの復帰の場合、児童の慣らし保育の期間も配慮し、復帰予定日の2~4週間前を入所希望日としています。ただし、福知山市で設けている入所日は各月1日または16日となっていますので、例えば10月1日からの復職であれば9月1日か9月16日となります。

慣らし保育の期間はお子さんの年齢や園ごとに異なるため、入所を希望する園にお尋ねの上、申込みください。

Q5. 一斉入所申込み期間ではまだ子どもが生まれていないのですが、来年度職場復帰に向けて入所申込み手続きを行うことは可能ですか？

可能です。出生予定日を確認できる書面（母子手帳の写し及び復帰先での就労証明等）を申請書に添付して申込んでください。なお、出産予定日からおおよそ6か月後の最初に迎える月の1日以降での入所から申込みしていただけますが、受入可能な月齢は園によって異なるため、予め入所を希望する園にお尋ねの上、申込みください。

※未出生の子どもの入所申込みは、一斉申込み期間のみ可能です。一斉申込み期間を過ぎると出生後でなければ入所申込みはできませんので、ご注意ください。

Q6. 入所申込で希望した保育園等のうち、必ずどこかの園に入所できますか？

保育園等入所の選考については、希望順位ごとに調整をさせていただきます。しかし、毎年入所を希望される方は増加しており、希望された園に入れない場合もあります。また、選考にあたっては、家庭の状況などを考慮し、より保育の必要性が高い方から入所を決定していきませんが、入所可能人数以上に申込みがあった場合など保育の必要性が高い方でも入所できないこともあります。ご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q7. 当初、求職活動要件で入所したのですが、仕事が決まりました。申請事由が変わる場合には手続きが必要ですか？

教育・保育給付認定の申請事由に変更が生じた場合、また利用区分（保育時間）を変更する場合には変更申請が必要です。指定の用紙に必要事項を記入の上、必要書類(16 ㉟参照)を添付し、子ども政策室へ提出してください。今回の場合は、「求職活動」から「就労」への変更申請が必要となります。

なお、教育・保育給付認定通知の記載事項（氏名・住所等）に変更が生じた場合も、新たな教育・保育給付認定通知を交付しますので、変更申請・届出が必要となります。

Q8. 母親が出産のため保育園等に入所しました。産前産後の期間が終わっても、引き続き入所できますか？

母親の出産を理由に保育園等に入所した場合、認定期間が終わると原則退所となります。

ただし、産前産後休業終了後、直ちに就労復帰する場合や、保護者の疾病・障害などにより継続して保育が必要な場合は、教育・保育給付認定の変更申請をすることで引き続き入所することが可能です。

※産前産後休業終了後、育児休業を取得する場合は退所となりますので、就労復帰の際に改めて入所申込みをしてください。

Q9. 福知山市以外の保育園・認定こども園に入所できますか？

福知山市以外の保育園・こども園への入所は可能です。17 ㉟「9. 福知山市に住所がある方が、市外の教育・保育施設への入所を希望する場合」をご覧ください。

Q10. 子どもが病気の時にも保育園等は利用できますか？

体調などを考慮し、自宅での保育・療養をお願いしています。また、お子様が発熱された場合などはすぐにお迎えに来ていただくようお願いしています。ご協力をお願いします。

しかし、それでも仕事等により家庭での保育が難しい場合には、福知山市病児保育所のご利用をお勧めします。ご利用の際は、事前申込みが必要となりますので、詳細は市HPでご確認いただくか、子ども政策室までお問い合わせください。

Q11. 現在きょうだいで同じ保育園に通わせていますが、上の子が3歳クラスになって無償化の対象になると、下の子の保育料はどうなりますか？第1子としての保育料となりますか？

上の子が無償化の対象となっても、きょうだいの判定は変わりません。原則、未就学児の中で何番目かにより保育料を算定しています。詳細は 11 ㉟「7. 利用者負担額等について」をご覧ください。

Q12. 認定こども園を1号認定で利用し、預かり保育を利用しています。利用料が無償になるにはどのような手続きが必要ですか？

1号認定で、保護者が就労などの保育が必要な事由により預かり保育を利用する場合、原則利用開始月の前月15日までに、子ども政策室の窓口へ手続きが必要です。手続きには、保育が必要な事由を証明する書類（10 ㉟参照）が必要です。詳細につきましては、各認定こども園か子ども政策室までお問い合わせください。

Q13. 保育園等をお休みした場合、利用者負担額（保育料）は日割計算されますか？

利用者負担額（保育料）は在園（在籍）している期間についてご負担いただくことになっております。そのため、お休みなどで日割計算はされません。ただし、入所児童の疾病等のため、連続して16日以上欠席した場合は、利用者負担額（保育料）が半額となる減免措置があります。（別途申請が必要です。）

Q14. 育児休業を取得中に就労復帰で保育園等へ入所申込みを行い入所が決定しました。その後、育児休業を延長することはできますか？

就労復帰に合わせて保育園等へ入所申込みをされ入所が決定した後に、育児休業を短縮または延長される場合、入所日も変更となります。そのため、再度申請書類をご提出いただき、園と入園の可否について再調整を行うこととなります。再調整の結果、入所いただけない場合がありますのでご了承ください。

※育児休業を延長して、就労復帰が入所決定している年度の翌年度となる場合は、再調整の対象となりませんので、改めて次年度の一斉申込期間に入所申込みをしてください。

就労復帰で入所申込みをされる場合は、事前にお勤め先と復帰時期や復帰される際の条件（時短勤務など）について、ご相談いただいたうえで申込みをお願いします。

※その他ご不明な点がありましたら、子ども政策室 保育園・幼稚園入園係までお問い合わせください。

11 マイナポータル(オンライン申請)について

保育園等への新規入所申込みや認定変更については、オンラインでの申請も可能です。

・教育・保育給付認定(変更)申請



・保育施設への入所申込



(参考) マイナポータル URL

https://myrna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

— MEMO —

